

立山町情報セキュリティポリシー

平成 30 年 4 月 1 日 策定

令和 7 年 1 月 1 日 改定

令和 8 年 9 月 1 日 改定

情報セキュリティ基本方針

1 目的

立山町の各情報システムが取り扱う情報には、町民の個人情報のみならず行政運営上の重要な情報など、漏えいや改ざん等が発生した場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

したがって、情報資産、情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを漏えいや改ざん等の様々な脅威から防御することは、町民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、組織の安定的な運営のためにも必要不可欠であり、立山町に対する町民からの信頼の維持向上に寄与するものである。

また、近年のいわゆる自治体DXの進展により、行政手続きのオンライン化など電子自治体の構築が現実のものとなっている。立山町が電子自治体を構築するためには、全てのネットワーク及び情報システムが高度な安全性を有することが不可欠な前提条件である。

このため、立山町が保有する情報資産、情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムの機密性、完全性及び可用性を維持するため、本町が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信網、その他構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成された、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

ネットワーク及び情報システム上で管理される電磁的に記録された情報をいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性、可用性を維持することをいう。

(5) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティの阻害要因から情報資産を守るための手段をいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されことなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(9) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(10) LGWAN 接続系

LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

(11) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(12) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(13) 端末

パソコンのような、ネットワークに接続して他の機器と通信を行う機器をいう。

(14) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された

通信をいう。

(15) 情報セキュリティインシデント

情報セキュリティに関する事故等（情報の漏洩、盗難、毀損、滅失、情報システムの機能停止又はこれらにつながるおそれがある事象等）をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの利用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災、水害等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給、通信、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政組織の範囲

立山町課設置条例（平成 16 年立山町条例第 26 号）第 1 条に掲げる課（出先機関を含む。）、会計課、教育委員会、消防本部及び消防署、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会及び専用回線で接続するその他の施設とする。ただし、各教育機関（事務室及び職員室を除く。）は対象外とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁

的記録媒体

- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 職員等及び委託事業者の遵守義務

立山町が所掌する情報資産に関する業務に携わる職員、臨時・非常勤職員等（以下「職員等」という。）及び委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負う。

6 情報セキュリティ対策

上記3で示した脅威から情報資産を保護するために、物理的、人的、技術的及び運用の観点からセキュリティ対策を講じる。

（1）組織体制

町の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

（2）情報資産の分類と管理

町の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

（3）情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の対策を講じる。

- ①マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
- ②LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合は、無害化通信を実施する。
- ③インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度

な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県及び市区町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線、職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産へのセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合は、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービスを利用する場合は、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティを向上させる。また、必要に応じて、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的又は必要に応じて監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合は、情報セキュリティポリシーを見直す。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8の情報セキュリティ対策を実施するために、遵守すべき行為及び判断基準等を具体的に定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより立山町の行政運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。